

西諸県圏域（小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画）都市計画  
区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）  
(宮崎県決定)

西諸県圏域（小林都市計画区域、えびの都市計画区域及び高原都市計画区域）都市計画  
区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
別添のとおり

【決定の概要】

1 都市計画の目標

小林広域都市計画区域、えびの都市計画区域及び高原都市計画区域が位置する西諸  
県圏域では、以下の3つの都市計画の基本方向を定めるものとする。

- ① 県西の交通の要衝としての立地特性と地域資源を生かすとともに、圏域内の各都  
市が連携する連携都市圏の形成
- ② 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ③ 高原性の自然・温泉・歴史・農林業等の地域資源の保全と、これらを生かした地  
域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

都市計画区域の範囲及び規模

市町村名	都市計画区域の範囲	規模（ha）
小林市	行政区域の一部	2,360
えびの市	行政区域の一部	3,080
高原町	行政区域の一部	950

2 区域区分の決定の有無の判断

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

【理由】

現行計画は、平成16年5月に策定し、平成24年3月、平成30年9月、令和4年6  
月に改定しているが、人口や産業の土地利用状況や、改定後の都市計画に関わる都市緑地  
法の改正（令和6年）や流域治水に関する改正等の社会情勢の変化を踏まえた、新たな時  
代に対応した計画とする必要が生じたため、変更するものである。